

日医発第 1607 号(医責)  
令和 6 年 1 2 月 1 9 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会 常任理事  
濱 口 欣 也  
(公印省略)

「健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令」及び「健康保険法施行規則第八十六条の五第三号及び船員保険法施行規則第七十七条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める事業」の交付等について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和 7 年 1 月 1 日より、産科医療補償制度の個別審査で補償対象外となった脳性麻痺児等に対し、産科医療特別給付事業が実施されることとなっており、産科医療補償制度の安定的な運営を確保するため、標記の通知が厚生労働省より各都道府県知事等にありました。それとともに、この通知に関しまして、本会に対しても周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しまして了知のうえ、貴会会員への周知方につきましてご高配賜りますようお願い申し上げます。

事務連絡  
令和6年12月18日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課  
厚生労働省保険局保険課

「健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令」及び「健康保険法施行規則第八十六条の五第三号及び船員保険法施行規則第七十七条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める事業」の公布等について（周知依頼）

標記について、別添のとおり、各都道府県知事等宛てに通知しましたので、御了知いただくとともに、貴団体会員等へ周知いただきますようお願いいたします。

医政発 1218 第 6 号  
保 発 1218 第 3 号  
令和 6 年 12 月 18 日

都道府県知事  
全国健康保険協会理事長  
健康保険組合理事長  
地方厚生（支）局長  
社会保険診療報酬支払基金理事長  
健康保険組合連合会長

殿

厚生労働省医政局長  
（公印省略）  
厚生労働省保険局長  
（公印省略）

「健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令」及び「健康保険法施行規則第八十六条の五第三号及び船員保険法施行規則第七十七条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める事業」の公布等について（通知）

健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 162 号。以下「改正省令」という。）及び健康保険法施行規則第八十六条の五第三号及び船員保険法施行規則第七十七条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める事業（令和 6 年厚生労働省告示第 366 号。以下「新設告示」という。）が本日別添のとおり公布又は告示され、改正省令及び新設告示については令和 7 年 1 月 1 日より施行又は適用されることとなりました。

これらの改正等の趣旨及び内容は下記のとおりですので、貴職におかれては、これを御了知いただくとともに、貴管内の医療機関、関係団体等に対して周知をお願いいたします。

記

## 第 1 改正等の趣旨

健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）及び船員保険法施行令（昭和 28

年政令第 240 号) に基づき、被保険者又はその被扶養者の出産が、厚生労働省令で定める要件に該当する保険契約が締結されているなど一定の要件に該当する病院等による医学的管理の下における出産であると保険者が認めるときは、当該保険契約に関し追加的に必要となる費用の額を基準とした金額を加算して出産育児一時金又は家族出産育児一時金（以下「出産育児一時金等」という。）を支給することとされており、分娩に係る医療事故により障害等が生じた患者への補償等を目的として、出産育児一時金等を原資として、民間の損害保険を活用した産科医療補償制度（以下「制度」という。）が運営されている。

令和 4 年 1 月の補償対象基準の見直しにより個別審査が廃止されたことや社会保障審議会医療保険部会・医療部会での議論等を踏まえ、令和 7 年 1 月 1 日より、個別審査で補償対象外となった脳性麻痺児等に対し、産科医療特別給付事業（以下「本事業」という。）を実施することとしており、財源としては、制度における保険契約の特約に基づき返還された保険料（以下「返還保険料」という。）を用いることとしている。

こうした返還保険料の活用などを行う場合には、制度の安定的な運営を確保することが必要であり、上記の保険契約の要件を追加する省令改正を行うことにより、制度の適切な運営に対する国の関与を明確化するとともに、返還保険料を活用する事業として本事業を規定した告示を新設する。

## 第 2 改正等の内容

### 1 改正省令の内容

健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）第 86 条の 5 及び船員保険法施行規則（昭和 15 年厚生省令第 5 号）第 77 条に規定する保険契約の要件に以下を追加する。

- ・ 制度の安定的な運営に重大な影響を及ぼすおそれがある事項（保険金の支払基準、返還保険料の取扱いなど）を設定・変更・廃止する場合に、制度の運営組織は、あらかじめ厚生労働大臣に協議するものであること
- ・ 返還保険料は、返還保険料の運用、制度における分娩機関の掛金の軽減又は厚生労働大臣が定める事業（※）の実施のためにのみ用いられるものであること

（※）当該事業については、厚生労働大臣が医療関係者、医療保険者その他の関係者の意見を聴いた上で、制度の安定的な運営に必要であると認められたものに限ること。

### 2 新設告示の内容

改正省令による改正後の健康保険法施行規則第 86 条の 5 第 3 号及び船員保険法施行規則第 77 条第 3 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める事業は、健康保険法施行令第 36 条第 1 号に規定する特定出産事故（次の表の左欄に掲げる期間における出産で、出生した者が、出生した時点において、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に該当するものに係るものを除く。）に係る出生した者等に対して、令和 7 年 1 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日までの間に行われた当該者の申請に基づき給付を実施する事業であって、制度の運営組織が、返還保険料を当該事業の実施に伴う各費用に充てるための収入として収受して実施するものとする。

期間	基準
平成 21 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日まで	健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 137 号）による改正前の健康保険法施行規則第 86 条の 2 第 1 号に掲げる基準
平成 27 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日まで	健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 137 号）による改正前の健康保険法施行規則第 86 条の 2 第 1 号に掲げる基準

### 第 3 施行（適用）期日等

公布又は告示日：令和 6 年 12 月 18 日

施行又は適用期日：令和 7 年 1 月 1 日

以上

○厚生労働省令第六十二号

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第三十六条第一号及び船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第七条第一号の規定に基づき、健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月十八日

厚生労働大臣 福岡 資麿

健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>（令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める要件） 第八十六条の五 令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p>	<p>（令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める要件） 第八十六条の五 令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める要件は、病院、診療所、助産所その他の者（以下この条及び次条において「病院等」という。）に対し、当該病院等が三千万円以上の補償金を出生した者又はその保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、出生した者を現に監護するものをいう。）（次条において「出生した者等」という。）に対して適切な期間にわたり支払うための保険金（特定出産事故（同号に規定する特定出産事故をいう。次条において同じ。）が病院等の過失によって発生した場合であつて、当該病院等が損害賠償の責任を負うときは、補償金から当該損害賠償の額を除いた額とする。）が支払われるものであることとする。</p> <p>（新設）</p>
<p>一 病院、診療所、助産所その他の者（以下この条及び次条において「病院等」という。）が三千万円以上の補償金を出生した者又はその保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、出生した者を現に監護するものをいう。）（次条において「出生した者等」という。）に対して適切な期間にわたり支払うための保険金（特定出産事故（令第三十六条第一号に規定する特定出産事故をいう。次条において同じ。）が病院等の過失によって発生した場合であつて、当該病院等が損害賠償の責任を負うときは、当該補償金の額から当該損害賠償の額を除いた額とする。次号において同じ。）が、当該病院等に対し支払われるものであること。</p> <p>二 前号の補償金に係る制度の運営組織が、保険金の支払基準、保険会社から当該運営組織に保険料が返還された場合における当該保険料の取扱いその他の事項（いずれも当該制度の安定的な運営に重大な影響を及ぼすおそれがあるものに限る。）を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ厚生労働大臣に協議するものであること。</p>	<p>（新設）</p>

三 前号の保険料が、当該保険料の運用、病院等が保険契約に關して負担する費用の額の軽減又は厚生労働大臣が定める事業（厚生労働大臣が医療関係者、医療保険者その他の関係者の意見を聴いた上で、前号の制度の安定的な運営に必要であると認められたものに限る。）の実施のためのみ用いられるものであること。

(新設)

第二條 船員保険法施行規則の一部改正  
船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。  
(傍線部分は改正部分)

改正後

(令第七条第一号の厚生労働省令で定める要件)  
第七十七条 令第七条第一号の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

改正前

(令第七条第一号の厚生労働省令で定める要件)  
第七十七条 令第七条第一号の厚生労働省令で定める要件は、病院、診療所、助産所その他の者（以下この条及び次条において「病院等」という。）に対し、当該病院等が三千万円以上の補償金を出生した者又はその保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、出生した者を現に監護するものをいう。）（次条において「出生した者等」という。）に対して適切な期間にわたり支払うための保険金（特定出産事故（同号に規定する特定出産事故をいう。次条において同じ。）が病院等の過失によつて発生した場合であつて、当該病院等が損害賠償の責任を負うときは、補償金から当該損害賠償の額を除いた額とする。）が支払われるものであることとする。  
(新設)

一 病院、診療所、助産所その他の者（以下この条及び次条において「病院等」という。）が三千万円以上の補償金を出生した者又はその保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、出生した者を現に監護するものをいう。）（次条において「出生した者等」という。）に対して適切な期間にわたり支払うための保険金（特定出産事故（令第七条第一号に規定する特定出産事故をいう。次条において同じ。）が病院等の過失によつて発生した場合であつて、当該病院等が損害賠償の責任を負うときは、当該補償金の額から

当該損害賠償の額を除いた額とする。次号において同じ。）が、当該病院等に対し支払われるものであること。

(新設)

二 前号の補償金に係る制度の運営組織が、保険金の支払基準、保険会社から当該運営組織に保険料が返還された場合における当該保険料の取扱いその他の事項（いずれも当該制度の安定的な運営に重大な影響を及ぼすおそれがあるものに限る。）を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ厚生労働大臣に協議するものであること。

(新設)

三 前号の保険料が、当該保険料の運用、病院等が保険契約に關して負担する費用の額の軽減又は厚生労働大臣が定める事業（厚生労働大臣が医療関係者、医療保険者その他の関係者の意見を聴いた上で、前号の制度の安定的な運営に必要であると認められたものに限る。）の実施のためのみ用いられるものであること。

附則

(施行期日)

1 この省令は、令和七年一月一日から施行する。  
(経過措置)

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に第一条の規定による改正後の健康保険法施行規則（以下「新健保規則」という。）、第八十六条の五第二号又は第二条の規定による改正後の船員保険法施行規則（以下「新船保規則」という。）、第七十七条第二号の運営組織が設定している保険金に係る支払基準、保険会社から当該運営組織に保険料が返還された場合における当該保険料の取扱いその他の事項（いずれも新健保規則第八十六条の五第二号又は新船保規則第七十七条第二号の制度の安定的な運営に重大な影響を及ぼすおそれがあるものに限る。）は、それぞれあらかじめ厚生労働大臣と協議の上、設定されたものとみなす。

○厚生労働省告示第三百六十六号

健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第百六十二号）の施行に伴い、並びに健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第八十六条の五第三号及び船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第七十七条第三号の規定に基づき、健康保険法施行規則第八十六条の五第三号及び船員保険法施行規則第七十七条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める事業を次のように定め、令和七年一月一日から適用する。

令和六年十二月十八日

厚生労働大臣 福岡 資麿

健康保険法施行規則第八十六条の五第三号及び船員保険法施行規則第七十七条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める事業  
健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第八十六条の五第三号及び船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第七十七条第三号に規定する厚生労働大臣が定める事業は、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第三十六条第一号に規定する特定出産事故（次の表の上欄に掲げる期間における出産であつて、出生した者が、出生した時点において、それぞれ同表の下欄に掲げる基準に該当するものに係る事故を除く。）に係る出産により出生した者又はその保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者であつて、当該出生した者を現に監護するもの（当該出生した者が死亡している場合は、当該出生した者を監護していたもの）をいう。以下同じ。）に対して、令和七年一月一日から令和十一年十二月三十一日までの間に行われた当該出生した者又はその保護者の申請に基づき給付を行う事業であつて、その運営組織（健康保険法施行規則第八十六条の五第二号に規定する運営組織をいう。）が、同号の保険会社から返還された保険料を、消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第七十五条第一項第六号に掲げる収入その他の当該事業の実施に伴う各費用に充てるための収入として收受して実施するものとする。

期間	基準
平成二十一年一月一日から平成二十六年十二月三十一日まで	健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年厚生労働省令第三十七号）による改正前の健康保険法施行規則第八十六条の二第一号に掲げる基準
平成二十七年一月一日から令和三年十二月三十一日まで	健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第百三十七号）による改正前の健康保険法施行規則第八十六条の二第一号に掲げる基準